

新型コロナウイルス対応Q&A（短期入所編）

（１） サービス提供について

令和3年4月5日現在

	内容	対応内容	留意点
1	短期入所を自主休業してよいのか。	利用者やその家族の生活を維持する観点から、原則としてサービスの提供を継続することを基本とする。ただし、感染拡大防止の観点から休業することが特に必要と事業者が判断する場合は、神戸市へ報告したうえで、休業することも可能である。	
2	自主休業を決定した場合、既に予約の入っている利用者はどうすればよいか。	利用者へ迅速に連絡するとともに、他の事業所に確実につなぐなどし、サービスが途切れないようにすること。 また休業に関して利用者は家族に丁寧に説明をし、理解を得ること。	
3	利用者を受け入れた際には、無症状であったが、受け入れ後、発熱症状や呼吸器症状が見られた場合はどのようにすればよいか。	直ちにご家族へ連絡するとともに、保健所に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡をし、指示を受けること。	

（２） 報酬について

1	短期入所の利用予約をしていた利用者が、新型コロナウイルスの拡大の状況から急遽、利用のキャンセルがあった場合、報酬を請求することは可能か。	短期入所サービスは、施設においては生活全般を支援するサービスである。よって、利用者のキャンセルにより利用がなかった場合を報酬の対象とすることはできない。	
2	感染拡大防止の観点から利用人数を制限した場合、請求できる報酬は利用した人数分のみか。	請求できるのは利用した人数分のみである。	

	内容	対応内容	留意点
3	自主休業を決定した場合、利用者に対して居宅等においてどのような支援を提供すれば、短期入所の報酬を請求することができるか。	入浴、排せつ及び食事の介護など通常の短期入所で提供されるサービスが確保されていることが前提である。 またそれらのサービス提供に関して記録に残すことが必要である。	令和2年4月9日付厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」 令和2年4月6日付厚生労働省通知「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」
4	既に短期入所の利用契約は締結しているが、利用申し込みがない利用者に対して電話等の支援を行った場合でも報酬を請求してよいか。	今回の臨時的な取扱いにおいても、利用者が短期入所のサービス利用の希望していることが前提であるため、利用申し込みのない利用者を報酬請求の対象とすることはできない。また、利用申し込みがない利用者へ電話等の支援を行い報酬を請求した場合、状況によっては指導の対象となる。	令和2年4月28日付厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第5報）」令和2年4月6日付厚生労働省通知「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」
5	居宅等において支援を行う場合でも、利用者は短期入所の支給決定量の日数の範囲でしかサービスが受けられないのか。またその場合、日数管理はどのようにすればよいか。	その通りである。利用者は支給決定を受けた日数の範囲でしかサービスを受けることができない。支援において利用者のところへ訪問をする場合は、その場で『障害福祉サービス契約内容等記入表』に記入をする。電話やICT等での支援の場合は利用者へ事情を説明し、同月に他事業所の短期入所を利用予定であるかどうかの確認をとること。他事業所も利用予定である場合は、その事業所へ『障害福祉サービス契約内容等記入表』へ記載ができていない旨を必ず連絡を入れること。	

	内容	対応内容	留意点
6	「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）」（令和2年6月19日付厚生労働省事務連絡）により、全ての利用者について緊急短期入所受入加算を算定することが可能となったが、緊急短期入所受入加算を算定するためには、どのような手続きが必要か。	算定をする場合は、事前に届出書を市にFAXで提出すること。 （ただし7月9日までに届出をした場合は、6月19日より算定を行うことが可能。） また、利用者の同意を得ること。（原則、書面による同意を得ること。ただし、書面による同意を得ることが難しい場合は、説明者の氏名、説明内容、説明し同意を得た日時、同意した者の氏名について記録を残しておくこと。） 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）」による本取扱いは、令和3年3月サービス提供分をもって廃止します。	緊急短期入所受入加算届出書 https://www.city.kobe.lg.jp/documents/32722/r020702_tankinkyusyo_todokedesyo.docx 市外事業所も、神戸市の受給者証をお持ちの方について当該加算を算定する事業所は、一届出書を提出してください。
7	「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）」による緊急短期入所受入加算について、空床型の短期入所施設など、居室の入れ替わりが少ない場合でも「こまめに居室の消毒を実施すること」を必ず行わなければならないか。	居室の入れ替わりが少ない場合でも、必要とされる感染拡大防止の支援を行った場合には、緊急短期入所受入加算を算定してよい。 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）」による本取扱いは、令和3年3月サービス提供分をもって廃止します。	令和2年6月19日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）」

担当：障害者支援課
自立支援給付・医療係
連絡先078-322-6352